

瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市春雨墓苑条例（昭和45年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(資格)</p> <p>第4条 瀬戸市春雨墓苑の墓地（以下「墓地」という。）を使用することができる者は、<u>墓地を自己の死亡した親族の墳墓の用に供しようとする者であって</u>、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができるものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) この条例<u>又は</u>これに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> | <p>(資格)</p> <p>第4条 瀬戸市春雨墓苑の墓地（以下「墓地」という。）を使用することができる者は、本市に住所を有し、<u>かつ、現にその親族の焼骨等の埋蔵を必要とする者</u>でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができるものとする。</p> <p>(1) <u>使用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき。</u></p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) この条例<u>若しくは</u>これに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。